

環境社会配慮に関する
異議申立審査役および環境ガイドライン担当審査役
年次報告書（2009年度）

1. 異議申立の制度

2008年10月1日、国際協力機構（JICA）と国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務の実施部門が統合し、新JICAが発足しました。それぞれが実施する事業における環境社会配慮については、統合前の旧JICAが「JICA環境社会配慮ガイドライン」を、また旧JBICは「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を制定していましたが、2009年度は新JICAの新しい環境社会配慮ガイドラインが策定中であったため、旧組織が実施する業務についてそれぞれ従来のガイドラインを継続して適用してきました。

二つのガイドラインの下には、旧JICAは「環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要項」を、旧JBICは「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」が定められていました。これら要項・要綱の目的はガイドラインの遵守を確保することで、そのための仕組みとして事業による被害を実際に受けた人々、あるいは被害を受けることを懸念する人々に異議を申し立てる機会を提供し、申立があった場合には遵守・不遵守の調査、報告を行い、さらには問題解決に向けて申立人と事業実施主体など当事者間の対話を促進する制度を設けています。

ガイドラインと同じく、2009年度は上記の異議申立制度設置要項と異議申立手続要綱も引き続き適用され、旧JICAの要綱にもとづいて異議申立審査役が、また旧JBICの要綱では環境ガイドライン担当審査役が配置・設置され、申立があった場合、審査役が独立的・中立的な立場から調査と報告、当事者間の対話促進を行う態勢をとってきました。

2. 審査役の委嘱

2009年度は以下の4名の方々に審査役を委嘱しました。
(各五十音順)

(1) 異議申立審査役

- 井村 秀文（いむら ひでふみ）氏
名古屋大学大学院環境学研究科 教授
- 原科 幸彦（はらしな さちひこ）氏

(2) 環境ガイドライン担当審査役

- 安念 潤司（あんねん じゅんじ）氏
中央大学法科大学院 教授、弁護士
- 松下 和夫（まつした かずお）氏
京都大学大学院地球環境学堂 教授

3. 2009年度年次報告

この年次報告書は、異議申立制度設置要項と異議申立手続要綱の規定により、毎年度の審査役の活動を報告、公表するものです。

(1) 異議申立

2009年度（2009年4月～2010年3月）は、異議申立の受領はありませんでした。

(2) JICA関係者への異議申立制度・手続の周知

異議申立制度設置要項と異議申立手続要綱の内容、審査役を配置・設置していることはJICAの全ての事業実施部署、在外事務所などに通知されています。

また、JICAの役職員や海外へ派遣される専門家などを対象とした環境社会配慮に関する出発前の研修（12回、受講者のべ243名）において、異議申立制度の説明を行うことにより、ガイドラインの遵守に向けた取組みの推進を図りました。

(3) 広報

JICAのホームページ（日本語と英語の両方）に、異議申立制度などについて掲載していました。

①異議申立制度設置要項（旧JICA）

日本語：

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/archives/jica/seido/pdf/seido01-01.pdf>

英語：

http://www.jica.go.jp/english/operations/social_environmental/archives/reviews/pdf/objection.pdf

②異議申立手続要綱（旧JBIC）

日本語：

http://www.jica.go.jp/environment/guideline/archives/jbic/outline/pdf/030501_1.pdf

英語：

http://www.jica.go.jp/english/operations/social_environmental/archive/jbic_archive/procedures/pdf/objection.pdf

以 上